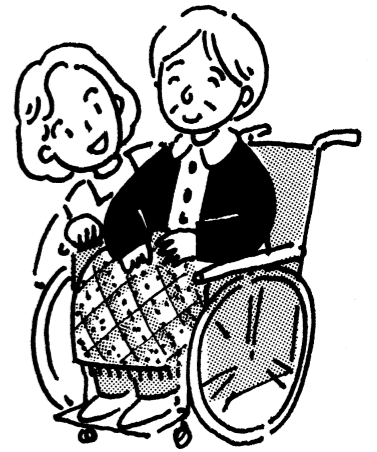


要介護認定を受けている高齢者の皆さんへ！

しょうがいしゃ こうじょ たいしょうしゃ にんてい せいど

障害者控除対象者認定制度を利用して負担を軽くしましょう

税や保険料の負担をへらせる



この制度は、障害者手帳のない人でも、介護保険の要介護認定を受けている人の中で、一定の基準を満たす人は、**障害者に準ずる**とし、市から「**障害者控除対象者認定書**」の交付を受ける制度です。この認定書を、税務署又は市役所市民税課に提出すれば、障害者控除の対象となり、所得税や住民税、介護保険料が少なくなります。また非課税世帯になると、医療や介護の自己負担を減らすことができます。

(根拠法：所得税法施行令・地方税法施行令) * **ウラ面参照**

申請して認定されると、年間5万7500円、負担を軽くすることができる

65歳単身者、年金収入180万円の場合(鹿児島市の試算)

(注) 社会保険料 14 万円の場合・H30 年度

認定の有無	所得税	住民税	介護保険料	世帯区分
認定していない場合	4000 円	1 万 6 千円	9 万 3700 円	住民税課税世帯
認定された場合	0	0	5 万 6200 円	住民税非課税世帯
負担軽減額	▲4000 円	▲1 万 6 千円	▲3 万 7500 円	▲5 万 7500 円

(注1) 普通障害者(身障 3 級~6 級に相当)・・・控除額: 所得税 27 万円、住民税 26 万円

(注2) 特別障害者(身障 1 級~2 級に相当)・・・控除額: 所得税 40 万円、住民税 30 万円

非課税世帯になると医療・介護の自己負担をへらすことができる！

区分	一般(住民税課税世帯)	低所得(住民税非課税世帯)
高額療養費制度 (70 歳以上)	57600 円 (外来+入院)	24600 円 (外来+入院)
高額介護サービス費	世帯 44400 円 (第 4 段階)	世帯 24600 円 (第 3 段階)

(注) 高額療養費制度の 70 歳未満は、低所得(住民税非課税者)の場合 35400 円です

しかし

鹿児島市では・・・?

2017 年度実績

申請対象者は

2%にも満たない交付!

3万3064人

ところが

558人

なぜ?



鹿児島市の10分の1の町がなんと5倍の認定書を交付!
京丹後市(人口5万5千人)



申請対象者

3697人

交付人数

69% 2555人

京丹後市では毎年十月、申請対象者に個別に申請案内を郵送している

日本共産党市議団ニュースNo295

2019 年 7 月号

〒892-8677

鹿児島市山下町 11-1

市役所西別館 3 階 議員控室

☎099-216-1440

FAX099-225-5607



たてやま清隆

園山さゆり

大園たつや

Q1:どんな人が申請できますか？

「障害者控除対象者認定制度」を申請できる人は、65歳以上の高齢者で、要介護・要支援認定を受けている人が対象です。また既にご本人やご本人を扶養している人に課税されている所得がなければ、減税の効果がないので交付を受ける必要はありません。

では、要介護認定を受けている人の中で、**どのような基準にあてはまる人**が「障害者控除対象者認定書」の交付を受けることができるのでしょうか？

それは「認定調査結果」の資料や

「主治医意見書」(右図参照)に基づき判定されます。

同制度について相談したい方は、最寄りの**地域包括支援センター(長寿あんしん相談センター)**や**ケアマネジャー**にお尋ねください。表1の通り、鹿児島市には3万人を超える要介護・要支援認定者がいます。多くの方が、この制度を申請できますので、ぜひ御利用ください。

主治医意見書の一部

3. 心身の状態に関する意見

(1) 日常生活の自立度等について

- ・障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度) 自立 J1 J2 A1 A2 B1 B2 C1 C2
- ・認知症高齢者の日常生活自立度 自立 I IIa IIb IIIa IIIb IV M

(2) 認知症の中核症状(認知症以外の疾患で同様の症状を認める場合を含む)

- ・短期記憶 問題なし 問題あり
- ・日常の意思決定を行うための認知能力 自立 いくらか困難 見守りが必要 判断できない
- ・自分の意思の伝達能力 伝えられる いくらか困難 具体的要求に限られる 伝えられない

(3) 認知症の周辺症状(該当する項目全てでチェック:認知症以外の疾患で同様の症状を認める場合を含む)

無 有 { 幻視・幻聴 妄想 昼夜逆転 暴言 暴行 介護への抵抗 徘徊
火の不始末 不潔行為 異食行動 性的問題行動 その他()

(4) その他の精神・神経症状

無 有 [症状名: _____] 専門医受診の有無 有 () 無

主治医が下記の項目にの判定をしている人が交付対象となります

普通障害者

- ◇障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)・・・**A1,A2** 又は
- ◇認知症高齢者の日常生活自立度・・・**IIa, IIb, IIIa, IIIb**

特別障害者

- ◇障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)・・・**B1,B2,C1,C2** 又は
- ◇認知症高齢者の日常生活自立度・・・**IV、M**

表1:鹿児島市の高齢者と要介護・要支援別の認定者数

区分	65歳以上	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	認定者数
被保険者数	158181人	5224	5095	7276	4306	3788	3574	3430	32693人



現在、住民税課税世帯の方は今すぐ申請しましょう！

Q2:どのような手続きが必要ですか？

この制度を利用すると、住民税課税世帯の方が、一番メリットがあります。ぜひ下記の手順で手続きをしましょう。

①申請書に記入し役所に提出

- ◇申請書は、本庁の長寿支援課、各支所(福祉課)にあります。
- ◇申請対象者の介護保険証が必要です。
- ◇対象者の印鑑が必要。代理人申請の場合は代理人の印鑑も必要です。
- ◇税を還付してほしい年度の分だけ申請書を記入して提出する。

②交付された認定書を税務署に提出

- ◇申請から2~3週間後に認定書が届きます。
- ◇認定書を税務署に提出し、申告の修正をします。
- ◇税務署に提出した修正申告の写しを、市民税課に提出すると住民税還付の手続きが早くなります。
- ◇所得税が課税されていない方は、市民税課にて手続きとなります。

③税や保険料等が還付される

- ◇認定書が交付された場合、申告すれば最大5年分の税の還付が受けられます。介護保険料は、最大2年分が還付されます。
- ◇認定書が交付され、税が還付された結果、住民税非課税世帯になると、利用できる福祉サービスが増え、医療や介護の負担がへります。